

## パートナーシップ宣誓書受領証等の提示により利用可能となる行政サービス等(R3年度調査時)

東広島市

区分	制度・サービス名	概要・利用方法	受領証の提示	問い合わせ
災害	罹災証明書の交付	罹災証明(火災により被害を受けた事実を証明するもの)の交付について、罹災者本人に代わりパートナーが申請できる。	必要	消防局 警防課 TEL:082-422-5648 FAX:082-422-7248 E-mail: <a href="mailto:hgh225648@city.higashiroshima.jp">hgh225648@city.higashiroshima.jp</a>
救急	傷病者搬送証明書の交付	救急自動車又はヘリコプター等で医療機関等に救急搬送された事実についての証明書の交付を、本人の代わりにパートナーが申請できる。	必要	
障害者福祉	身体障害者などに対する軽自動車税(種別割)の減免	下記のいずれかに該当する場合、申請により減免する。 ・重度の身体障害者又は精神障害者の方のパートナーが所有する軽自動車等で、専ら当該身体障害者も若しくは精神障害者の方が運転するもの。 ・重度の身体障害者又は精神障害者の方が所有する軽自動車等(その方のパートナーが所有するものを含む。)で、専ら当該身体障害者若しくは精神障害者の方が運転するもの。 ※パートナーは重度の身体障害者又は精神障害者の方の生計同一者に限る。	必要	財務部 市民税課 TEL:082-420-0910 FAX:082-422-6810 E-mail: <a href="mailto:hgh200910@city.higashiroshima.jp">hgh200910@city.higashiroshima.jp</a>
暮らし	市営住宅の入居	市営住宅へ入居できる。	必要	都市部 住宅課 TEL:082-420-0946 FAX:082-422-5010 E-mail: <a href="mailto:hgh200964@city.higashiroshima.jp">hgh200964@city.higashiroshima.jp</a>
その他		職員の特別休暇・互助会の祝金等に関することについて検討中		総務部 職員課 TEL:082-420-0909 FAX:082-426-3114 E-mail: <a href="mailto:hgh200909@city.higashiroshima.jp">hgh200909@city.higashiroshima.jp</a>

※制度ごとに所定の要件があります。

※市職員に関することは、公表できる段階になったら上記一覧表の下部に記載することとする。(広島市の記載方法にならう。)